

ジェンダー情報リテラシーについての実践事例研究

木下みゆき・堀 久美

はじめに

本稿は、ジェンダー情報リテラシープログラム「すく〜る」を実践開発した団体 LEO-G の 2021 年から 2023 年 6 月までの取組を振り返り、その取組の意義や成果を踏まえて、ジェンダー情報リテラシーについての検討を深める実践事例研究である。第 1 章、第 3 章第 2 節、同第 3 節①を、プログラム開発のために立ち上げた研究会のメンバーでありプレ講座や連続講座第 1 回の講義を担当した木下みゆきが、それ以外を LEO-G 代表であり取組を主導した堀久美が執筆した。

1 ジェンダー情報リテラシーの背景

1-1 女性情報とは

ジェンダー視点のある情報、すなわち女性情報に関する女性政策の動きを考えるにあたって、女性情報とはどのような情報であるのか、まとめておきたい。女性情報の重要性及び必要性を政策的立場から強調し、女性情報の本来的意味づけに大きな影響を与えてきたのは国連である。国連は 1975 年から 1985 年を「国際婦人年」及び「国連婦人の十年」と位置づけ、その間に、「世界行動計画」(1975 年)、「国連婦人の十年後半期行動プログラム」(1980 年)、「西暦 2000 年に向ける婦人の地位向上のための将来戦略(ナイロビ将来戦略)」(1985 年)という三つの計画文書を策定した。そしてその中に、女性情報に関する独立した章あるいは項目を設け、女性情報の意味づけを行った。具体的には、「世界行動計画」においては、情報に関する下記の内容が記載されている⁽¹⁾。男女別統計、すなわちジェンダー統計の必要性も既に盛り込まれており、先駆性を読み取ることができる。

第三章 研究・資料収集及び分野

162 現在、婦人の経済的貢献を評価する上で主要な障害となっているのは主として、開発過程に影響を与え、またそれによって影響をうける婦人の地位を測定するための資料及び指標の不足乃至不備である。

167 個人の特性(中略)、及び世帯、家族構成等に関する統計調査はすべて性別に報告、

(24)

分析されるべきである。

第IV章 マス・メディア

177 政府機関及び非政府団体は、メディアの描き出している婦人像を把握し、また情報伝達者、娯楽、教育及び広告の提供者としてのマスコミの多面的な役割の善悪様々な影響を把握するための国内的、地域的、国際的研究を奨励支持すべきである。

178 政府機関及び非政府団体は、各国における婦人の現状、特に男女の変遷する役割につき情報を得られるような措置をとるべきである。

また、「国連婦人の十年後半期行動プログラム」の第三部には、「国際的基準の作成、技術協力、訓練、調査、情報普及の促進」という項目がある⁽²⁾。さらにナイロビ将来戦略には、「269. 政府は公務に婦人が参加する機会に関する情報を提供し、また政府、非政府機関やその活動への婦人の公平な参加を促進することによって、婦人の平和の促進への意思決定者レベルでの参加を奨励すべきである」という項目がある⁽³⁾。この間に、1979年12月、第34回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（「女子差別撤廃条約」）が採択され、日本は1985年6月25日に批准した。

これらの動きを受けて、日本では「国際婦人の十年」の最終年である1985年に国立婦人会館（現独立行政法人国立女性教育会館）で開催された「昭和60年度女性に関する婦人国際セミナー」において、「婦人に関する情報とは、婦人の地位向上、婦人問題解決のために必要な情報を婦人の視点で作成提供された情報」であることが確認された⁽⁴⁾。このセミナーを通して明らかにされた共通認識は、女性情報は、女性の地位向上のために女性が行動するための力となるジェンダー視点のある情報であるということであった。また、1990年に内閣総理大臣官房内政審議室婦人問題担当室がまとめた『婦人関係情報システムの在り方に関する研究会報告書』では、「婦人関係情報とは女性の地位向上のため、女性にかかわる諸問題の実態を明らかにし、その解決を図ることに資する情報をいう」⁽⁵⁾と定義されている。これは日本における初めての公的な女性情報の定義である。

その後、男女共同参画センター情報ライブラリーでの実践を踏まえた定義には、筆者も業務に携わっていた大阪府立女性総合センター（現大阪府立男女共同参画・青少年センター）情報ライブラリーによる下記のものがある⁽⁶⁾。

女性情報とは、

(1) 女性の地位向上、女性問題解決の資源となる情報

女性向けの情報ということではなく、女性問題の解決や社会を変えていくために必要かつ有効な情報

(2) ジェンダーの視点で女性、男性に関わる諸問題の実態を明らかにした情報

あらゆる分野に対応する統計データ、調査報告、分析など

(3) 男女の意識の変革や男女平等にむけての行動、政策課を促す情報

気づきや行動を起こすことに役立つ。交換し、共有することで女性たちの新しいネットワークに結びつく情報

これは内閣総理大臣官内政房内政審議室による定義の趣旨を踏襲したうえで、女性たちが様々な情報を活用して活動し、その活動をもとに新たな情報を発信する様子を目の当たりにしていた現場スタッフならではのリアリティを感じ取ることができる定義である。これには、女性を消費者としてのみ期待して発信される「女性向け情報」との違いも強調されている。これをまとめてから 24 年が経過したが、筆者は現在でも男女共同参画センター情報スタッフ研修の際、選書やレファレンスサービス、イベント企画の参考になるよう、この定義を紹介している。また、女性情報とは特定の分野に収まるものではなく、ジェンダーの視点で収集・組織化・蓄積・提供するすべての情報であるともいえる。

1-2 メディアにおける女性の人権の尊重

この節では、1995 年に北京で開催された第 4 回世界女性会議「北京会議」以降、女性政策関連の文書等でメディアにおける女性の人権尊重が取り上げられた箇所を抽出する。その理由は、メディアは情報を運ぶ媒体であり女性情報の内容そのものではないが、メディアが取り上げる女性像や担い手の性別に偏りがあることによって、ジェンダー視点のない情報発信をすることになっては、女性情報が伝搬されないことに繋がると考えられるからである。

まず、1995 年 9 月 15 日に採択された『北京・行動綱領』⁽⁷⁾では、女性のエンパワメントのために重点的に取り組むべき 12 領域のひとつに「女性とメディア」を位置づけ、下記の二つの戦略目標を提示した。メキシコシティで 1975 年に開催された第 1 回世界女性会議以来、「メディア」に関する内容が取り上げられたのは初めてのことである。

戦略目標 1

メディア及び新たな通信技術における、またそれらを通じた表現及び意思決定への女性の参加とアクセスを高めること

戦略目標 2

メディアにおけるバランスがとれ、固定観念にとらわれない女性の描写を促進すること

また、第 IV 章 戦略目標及び行動 J 女性とメディア「236」には、「ほとんどの国の活字及び電子メディアは、変わりゆく世界における女性の多様な生活と社会への寄与についてバランスよく描写していない」との指摘もある。当時、北京会議の前年 1994 年にオープンにした男女共同参画センターのライブラリアンとしてジェンダー視点のある情報リテラシーの必要性を強く認

(26)

識していた筆者は、この画期的な事実を「ようやくここまでたどり着いた」という思いで受け留めたことをはっきりと覚えている。

次に、2010年12月17日に決定した「第3次男女共同参画基本計画」⁽⁸⁾では、第2部「施策の基本的方向と具体的施策」のひとつに第13分野「メディアにおける男女共同参画の推進」が取り上げられている。施策の柱建ては下記の三つである。

- 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
- 2 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進
- 3 メディア分野における女性の参画の拡大

特に「1」には、メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身に付けるため、メディア・リテラシーの向上を図るための広報・啓発を行うことが具体的な施策に含まれている。これは第13分野の冒頭「基本的な考え方」に、メディア・リテラシーを向上させる取組を継続させると明記されていることを受けてのことである。

第3次の10年後の2020年12月25日閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画：すべての女性が輝く令和の社会へ」⁽⁹⁾においては、第3次に比べてメディア関連への言及が格段に増えている。11の分野の内、第10分野「教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進」にメディアへの言及が多いのは当然であるが、第5分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」にも、メディアに関連したいくつかの内容が盛り込まれている。

第5分野の施策の基本的方向と具体的な取組「3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」では、具体的な取組の一つとして、子どもに対する性的な暴力根絶に向けて、教育・学習、積極的な広報啓発を実施することが明記されている。これは子ども及び保護者のメディア・リテラシーの向上等の充実を図ることであり、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないことを目的としている。また、「8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応」では、具体的な取組の一つとして、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進することが掲げられている。これは、インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないことを目的としたものである。

第10分野では、六つにまとめられた基本認識の中に「家庭、地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものとするのが重要である。また、子供に関する取組を行うに当たっては子供の最善の利益に配慮する必要がある」との文言がある。同じく基本認識の中には、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響を生じさせないための意識改革と理解の促進を図ることが盛り込まれている。アンコンシャス・バイアスという言葉が内閣府の正式文書で用い

られるのは、第5次男女共同参画基本計画が初めてである。筆者は、アンコンシャス・バイアスから解き放たれる、あるいはアンコンシャス・バイアスに捉われない力とは、ジェンダー視点のある情報リテラシー獲得とほぼ同義であると考えている。2021年度及び2022年度には内閣府男女共同参画局によって、アンコンシャス・バイアスに関する調査研究が実施された⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。この調査では「性別役割を言ったり、言動を感じさせた人」についての調査項目は存在するが、メディアによる影響は検証されていない。筆者は今後、ジェンダー情報リテラシーの観点から、無意識の思い込みに至る要因と、メディアによるジェンダー視点のない情報発信との関係を明らかにしていく必要があると考えている。

ここからは第10分野の施策の基本的方向と具体的な取組のなかに、メディアについての言及がある部分を細かく見ていく。まず、「4 メディア分野等と連携した積極的な情報発信」の施策の基本的方向として、新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携した男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信の必要性が述べられている。これについての具体的な取組は、メディア分野等で働く女性がその業界における女性活躍や男女共同参画の取組等について情報交換するための場を設け、その成果を地方も含めた業界団体等に周知することにより、各業界における自主的な取組の促進である。さらに「5 メディア分野等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大及びセクシュアルハラスメント対策の強化」の施策の基本的方向として、メディア等からの情報が子どもをはじめ様々な世代に対して固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けられないようなものとなるためには、メディア分野の経営層や管理職において性別による偏りがいないことの重要性等が掲げられている。これらについての具体的な取組は、主に下記のとおりである。

メディア分野等における意思決定過程への女性の参画拡大に関する取組の好事例を周知する。**【内閣府】**

改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大する機を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。また、女性の登用については、経営者層の自主的な取組が重要であることから、具体的な目標を設定して取り組むよう、業界団体を通じて要請する。

【内閣府、厚生労働省】

このように第5次男女共同参画基本計画ではメディアに関してたくさんの内容を盛り込んでいるが、ジェンダー視点の情報の中身には触れられていない。繰り返しになるが、アンチジェンダー視点の情報ともいえるアンコンシャス・バイアス払拭のためには、ジェンダー視点の情報をいかに見極め、入手し、活用し、さらに発信していくリテラシー獲得のための意識変革を促すという方向性が非常に大切なのである。

2 ジェンダー情報リテラシープログラムの必要性

前章で見てきたように、ジェンダー格差を視野に入れた情報リテラシー向上の必要性は1970年代より認識されてきた。しかし課題が解決されたわけではない。しかも近年のデジタル情報化のなかで、新たな課題も加わった。インターネット上でのジェンダー規範に基づいたステレオタイプな表象、女性の性的モノ化を含む、動画等の性差別的な言説や、デジタル性暴力の被害、激しいヘイトスピーチによる攻撃等も報告されている⁽¹²⁾。ジェンダーによるデジタルデバイドは解消されていないし、フィルターバブルやフェイクニュース等、インターネットが民主主義にもたらす負の影響もある。近頃注目を集めるAI技術においても、AIと人種差別の結びつきから明らかにされたように、検索エンジン上のアルゴリズムによって差別が維持・拡散、さらには強化される状況がある⁽¹³⁾。このような状況を踏まえた国内の政策として、前章で第5次男女共同参画基本計画を紹介したが、世界的にも、デジタル化がもたらすジェンダーへの影響が課題として認識されている。2023年の国連女性の地位委員会（CSW67）の優先テーマが「デジタル時代における革新、技術変革及び教育」であったことは、その一つの表れといえる。

一方で、デジタル化は女性やLGBTQ+のようにジェンダーやセクシュアリティの観点から周辺化されてきた人々にとって、多くの可能性を生み出してもいる。フランスの社会学者カルドンは、インターネットが公共空間の役割や意味を拡大したと論じる。インターネット利用によって、公に発言する権利が社会全体に広がり、発言する資格などないと判断され、無視されてきた人々も発言できるようになり、同時に、私的な社交と公的な討論を隔てる境界線が打ち破られ、ソーシャル・ネットワークでは、普通のおしゃべりで扱うテーマが、普通の語り口で公共空間に登場するようになったと述べる⁽¹⁴⁾。これまでにジェンダー研究は、公私二元論が男性を公的領域に、女性を私的領域に位置づけるジェンダー化されたものであること、そして女性の直面する問題は「個人的なこと」とされるが、それらは「政治的なこと」だと指摘してきた。しかし齋藤純一が指摘するように、もっている語彙や語り方・書き方、公的な場で「個人的なもの」を差し控えるわきまえ等の「言説の資源」が、公共性への実質的なアクセスを左右したから⁽¹⁵⁾、形式的に参加が認められた後も女性などの周辺化されてきた人びとがすでにある公的領域で発言することは容易ではない。それゆえ、インターネットによる公共空間の拡大は周辺化されてきた人びとにとって大きな意味をもっていたのだ。その象徴的なものとしてソーシャルメディアを介した第4波フェミニズムの運動がある。#MeToo運動等のデジタルアクティビズムはインターネットが普及していたからこそ可能になった。これまで不可視な存在にされがちであったLGBTQ+の人びとの活動において、インターネットはコミュニティ形成を促進し、その声が政策形成に反映されたという日本での事例研究もある⁽¹⁶⁾。

しかしながら、デジタル化の意義は限定的にしか活かされていない。現状のジェンダー格差やそこから生じる問題に気づき、その格差解消をめざす人びとのリテラシーを高める取組の実施が

求められるが、2020年当時、「メディアとジェンダー」をテーマとする講座やメディアにおける男女格差をテーマとするシンポジウム等が散見されるものの、ジェンダーに関心のある人びとや、ジェンダー平等をめざす活動に携わる人びとの情報リテラシー向上を体系的に習得できるプログラムの実施はごく僅かであった⁽¹⁷⁾。確かに現行の第5次男女共同参画基本計画の第5分野では、「ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組推進」が盛り込まれている。しかし第5分野は「女性に対するあらゆる暴力の根絶」をめざすものであり、これまで声をあげることから排除されてきた人びとが公的領域に参画し、声を届けるためのリテラシー向上を目的とする取組として位置づけられているものではない。ところで、ジェンダー関連施設の実施事業としては、学習・研修、情報、相談、調査研究、協働等があげられる⁽¹⁸⁾。国立女性教育会館では、理論学習や情報収集方法の習得等を通して、男女共同参画の視点に立った研修・学習事業の効果的な企画・実施手法を身につけていく「地域における男女共同参画推進のための事業企画研修」、女性関連施設等における相談事業の実施に必要な基礎となる知識・技能を習得する「女性関連施設相談員・相談事業 担当者研修」を実施している⁽¹⁹⁾。また情報に関連する研修としては、会館が取り組む、女性に関わる原資料（女性アーカイブ）の保存と活用という活動の一環として、アーカイブの保存や整理について新しい情報を求め、またこれから業務に取り組む方のための「女性アーカイブ研修」を実施している⁽²⁰⁾。けれども、国立女性教育会館では、関連施設や行政の男女共同参画担当部署の主な情報事業である意識形成のための情報発信や情報相談等を想定した、情報リテラシー向上をめざす研修は行われていない。もちろん他の団体や自治体等で実施されている例はあるが、全国規模の研修が限定的ならば、ジェンダーに関心をもつ人や地域で活動する人がジェンダー視点に立った情報リテラシープログラムに参加する機会や、情報リテラシーに関心をもつ人がジェンダー視点を得る機会はさらに限定的であり、今後もその機会が増加することはそれほどや期待できないだろうと考えられた。

以上のことから、近年のデジタル化の動向を踏まえ、かつジェンダー視点に立った新たな情報リテラシープログラムを開発し、手軽に参加できる機会を提供しようと、堀が代表を務める団体LEO-G（2023年4月より一般社団法人LEO-G）での取組を始めた。新たなプログラムは、デジタル化の功罪を踏まえつつ、インターネットやSNS等の普及によって誰もが情報の発信者になれるという利点を活かすことをめざし、情報の受け手としてのリテラシーだけでなく、情報の送り手、発信者としてのリテラシーを高めることをプログラムの中に盛り込んだものとした。

3 ジェンダー情報リテラシープログラム「すく〜る」の開発とその内容

3-1 プログラム開発の流れ

プログラム開発に取り組むことを決めたLEO-Gでは、「女性差別撤廃条約理念実現のための情報リテラシープログラム実践開発事業」として、赤松良子ジェンダー平等基金に助成を申請、採択を受けた。2021年7月、情報リテラシープログラム研究会を立ち上げ、プログラム内容の

(30)

検討を開始した。研究会は、ジェンダー情報に対する専門性の高いメンバーによるチーム S と、各地でジェンダー平等をめざす活動に携わるメンバーによるチーム A で構成し、LEO-G からは堀を含め 2 名が両チームに加わった。チーム S のメンバーとしてプログラム開発に専門性を発揮したのが、本稿の執筆者の一人である木下みゆきだ。チーム A のメンバーは、プログラムの中心的対象をジェンダー平等な社会をめざし何らかの役割を果たそうとする人と想定したことから、その対象者に重なる人びとに声をかけた。研究会は、原則としてオンラインでそれぞれに月 1 回程度の定例会を開催した。

研究会での検討を通じて、情報の受け手として、送り手としての鍵となるのが①情報を探すこと、②探した情報を読み解くこと、そして、③その情報を対象となる人びとに届けることができるようになる一連の能力だと整理した⁽²¹⁾。プログラム名の「すく〜る」とは、「探す」の「す」、「読み解く」の「く」、そして「〜」、「届ける」の「る」をつなげたものだ。次節より、キーワードごとにその具体的な内容を紹介するが、これらの能力は一方に高まるものではなく、情報を読み解き、また届けようとするなかで、新たな情報ニーズが生じて情報を探したり、情報を届ける取組のなかでより深い情報の読み解きが可能になるなど、相互に作用したり循環したりするものである。プログラムは、実際の場面や取組に活かせるよう、情報・メディアの基礎知識やジェンダーと情報に関する理解を深めるための講義と、情報探索、最適な情報の選択、表現の工夫等の実践力を高めるためのワークを組み合わせで構築した（図 1 参照）。

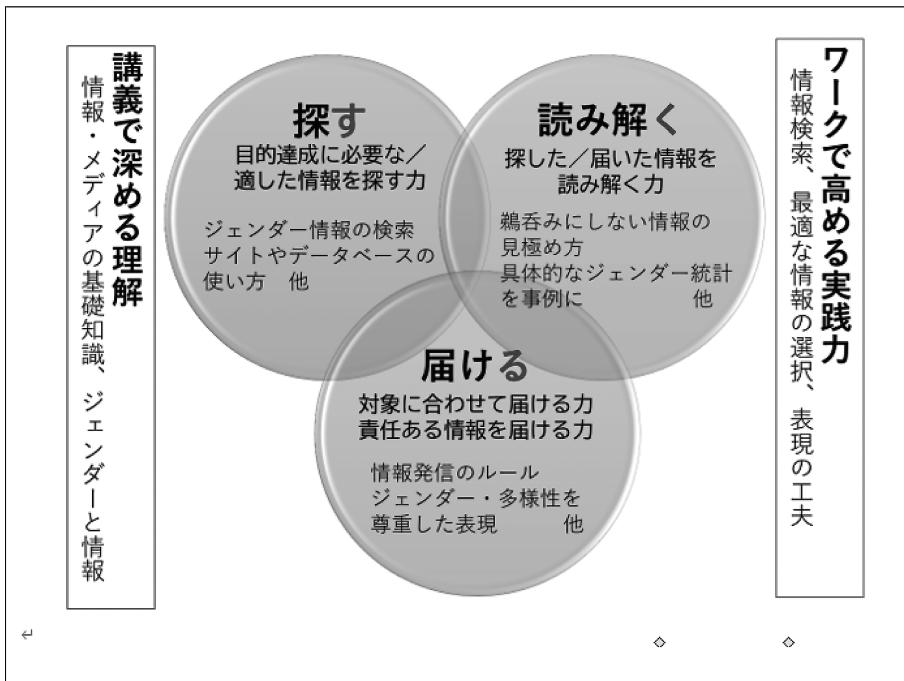


図 1 ジェンダー情報リテラシープログラム「すく〜る」とは

プログラムの対象となる情報は、特定の分野の情報ではなく、ジェンダー平等のために必要な視点をもって収集、組織、蓄積、提供するすべての情報である。第1章で言及のあった「女性情報」を参考に、「ジェンダー情報」として以下のように定義した。

- (1) ジェンダー平等、ジェンダー格差解消の資源となる情報
- (2) ジェンダーの視点で社会の諸問題の実態を明らかにした情報
- (3) 性別に関わらずすべての人びとの意識の変革やジェンダー平等に向けての行動、政策化を促す情報

プログラムの対象として想定されるのは、ジェンダー平等な社会をめざし、何らかの役割を果たそうとする人、具体的には、ジェンダー平等をめざす NPO 等で活動に携わる人、ジェンダー関連施設や行政の男女共同参画担当部署の職員、さらに活動に携わる人でなくとも、ジェンダーに関心を持ち、差別的な表現や差別を助長することはしたくないと思っている人たちである。

研究会立ち上げから4カ月後の2021年11月に、「女性差別撤廃条約理念実現のための情報リテラシープログラム“すく〜る”プレ講座」として単発の講座を開催した（大阪府立男女共同参画・青少年センターでの会場参加とオンライン参加とのハイブリッド開催、参加者30名）。翌2022年9～11月には、オンラインで「女性差別撤廃条約理念実現のための情報リテラシープログラム“すく〜る”連続講座」（3回）を開催した（参加者21～29名、他に補講を開催、参加者12～16名）（表1参照）。「プレ講座」と「連続講座」の第1回の講義は木下が担当し、「連続講座」第2、3回の講義と両講座のワークの説明や進行を堀が担当した。両講座のワークのグループごとのファシリテートはチームAが担った。チームAは、連続講座前の2022年7月に1泊2日の対面での合宿研究会を開催し、連続講座のグループワークの準備に取り組んだ。

プログラム開発のなかで、「女性差別撤廃条約」についての基本的な資料や情報源、その探し方などを紹介する「『女性差別撤廃条約』にフォーカス」というリーフレットの作成、配布も行った。これは、「プレ講座」の参加者の反応から、Google 検索以外の情報探索活動の習慣がほとんどない状況が伺えたことに対応したものである。このリーフレットは、団体のサイトで閲覧・ダウンロードできるようにもしており、リンク集としての活用も可能である⁽²²⁾。

表1 プログラム一覧

第1回 「探す」	9月4日(日) 14:00~16:00 補講: 9月9日(金) 19:30~21:00	講義:「ジェンダーの視点のある情報を探すために」 木下みゆき
		ワーク:「女性差別にかかわる気になる情報を探してみよう」
第2回 「読み解く」	10月8日(土) 14:00~16:00 補講: 10月14日(金) 19:30~21:00	講義:「ジェンダーの視点から情報を読み解くために」 堀 久美
		ワーク:「メンバーが探した情報を読み解いてみよう」
第3回 「届ける」	11月5日(土) 14:00~16:00 補講: 11月11日(金) 19:30~21:00	講義:「ジェンダー平等に役立つ情報を届けるために」 堀 久美
		ワーク:「あの人に届けるコンテンツづくりに挑戦」

3-2 ジェンダー情報リテラシープログラム「すく〜る」における「探す」の内容

2022年9月4日、筆者は「ジェンダー視点のある情報を探すために」というタイトルで2021年11月23日に開催したプレ講座の内容を踏まえたうえで、具体的な情報探索スキル獲得を目的とした講義をオンラインで行った。

講座の流れは下記のとおりである。

- 1 メディアにおける女性の人権の尊重
- 2 情報関連用語の整理
- 3 メディア・リテラシーとは
- 4 Web サイト・データベース活用

この講座内容のうち、「探す」に該当する部分について概説する。今回の講義のメインは「4 Web サイト・データベース活用」である。ジェンダー視点のある情報探索のみならず、他分野の情報を探すためにも役立つ信頼できる Web サイトや、無料で利用できるインターネット上のデータベースを紹介した。取り上げた Web サイトとデータベース及び検索事例等は下記のとおりである。

〈1〉国立女性教育会館

(1) 文献情報データベース https://winet2.nwec.go.jp/bunken/opac_search/

Web 上で数少ない無料公開の新聞記事検索サイトであり新聞記事コピーの取り寄せも可能

* 検索例: フリーワード「差別撤廃条約」→814 件ヒット→並び順: 出版年(昇順)

→1980 年、日本が署名した頃の記事

(2) 女性デジタルアーカイブシステム

https://w-archive.nwec.go.jp/il/meta_pub/G0000337warchive

NWEC 女性アーカイブセンターが所蔵する資料の目録とデジタル画像を提供している。

* 検索例: フリーワード「差別撤廃条約」→152 件ヒット

〈2〉 国立国会図書館サーチ <https://iss.ndl.go.jp/>

国立国会図書館をはじめ、全国の公共・大学・専門図書館や学術研究機関等が提供する資料、デジタルコンテンツを統合的・横断的に検索できる。

- * 検索例：詳細検索→件名「女子差別撤廃条約」&資料種別「本」→60件ヒット
 - ・件名はフリーワードではなく、統制語
 - ・地方行政資料など、いわゆる「灰色文献」も含めて検索できる
 - ・所蔵している公共図書館がわかる

〈3〉 国立国会図書館「レファレンス協同データベース」<https://crd.ndl.go.jp/reference/>

公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館等におけるレファレンス事例等のデータベース。図書館等におけるレファレンスサービス及び一般利用者の調査研究活動を支援することを目的とする事業。

- * 検索例：キーワード「差別撤廃条約」→11件ヒット
 - (例) 女子差別撤廃条約は英語では「Women」なのに日本語が「女性」ではなく、「女子」なのはなぜか。(東京都立中央図書館)
 - ・根拠資料は国会議事録

〈4〉 国立国会図書館「デジタルコレクション」<https://dl.ndl.go.jp/>

資料目録ではなく、一次資料に直接アクセスできる。

- * 検索例：キーワード「女子差別撤廃条約」&インターネット公開のみとして検索→312件ヒット
 - 出版日：古い順に並べ替え

〈5〉 政府統計の総合窓口「e-Stat」<https://www.e-stat.go.jp/>

政府統計のポータルサイト。統計名が不明の場合でも、「分野」や「組織」等から絞り込むことで統計データを探ることができる。

- * 検索例：分野から探す→「教育・文化・スポーツ・生活」→「社会生活基本調査」
 - キーワード検索：男女共同参画→「2調査」ヒット

〈6〉 国立国会図書館リサーチ・ナビ「公共図書館パスファインダーリンク集」

<https://rnavi.ndl.go.jp/guides/pubpath.html>

全国の都道府県立、政令指定都市立図書館が Web 上に公開しているパスファインダー（特定のテーマに関する文献、情報の探し方・調べ方の案内）を集めたリンク集。

- * 検索例：北海道立図書館→No.30「認知症について調べる」
 - ・網羅的な文献リストではない。それぞれのテーマについて、どのように情報を探せばいいの

(34)

かを案内している。信頼できる Web サイトの紹介もあり、リンクが貼られている。

〈7〉 国立情報学研究所「CiNii Research」<https://cir.nii.ac.jp/>

文献だけでなく研究データやプロジェクト情報など、研究活動に関わる多くの情報を検索できる。

- * 検索例：詳細検索→論文→フリーワード「差別撤廃条約」→728 件ヒット
- フリーワード「差別撤廃条約 NOT 人種」→628 件ヒット
- ・「女性差別撤廃条約 OR 女子差別撤廃条約」でも検索可
- ・機関りポジトリ等のボタンがあると、Web 上で文献入手可

〈8〉 ドーンセンター情報ライブラリー <https://www.dawncenter.jp/libsrch/>

(1) テーマ展示

情報の分け方がとても的確で使いやすく、情報の更新も滞っていない。

(2) メールレファレンス

24 時間、どこからでも質問を送ることができる。ライブラリー利用カード所有の有無や、在住・在勤・在学地域なども問わない。

〈9〉 国立女性教育会館「テーマ展示」<https://www.nwec.jp/event/center/index.html>

* 【ブクログ「国立女性教育会館 女性教育情報センターの本棚」】

『ブクログ』とは、web やアプリで本棚を作成し、レビューを書いたり、読書の管理・記録をすることができるサービス。展示資料リストは PDF でダウンロードして活用できる。短辺とじ両面、2 アップで印刷すると冊子になる。

〈10〉 日本女性学習財団「キーワード・用語解説」<https://www.jawe2011.jp/kaisetsu/>

* 検索例

フリーワード検索：差別撤廃条約

- ・解説文の中に検索キーワードが含まれていると、ヒットする。出典を明示して引用することができる。

〈11〉 内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関するフリーイラスト素材」

https://www.gender.go.jp/about_danjo/symbol/free/download.html

性別による固定的役割分担や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消の一助とするため、誰もが簡単に利用できる、様々な「職業」や「社会生活場面」を想定したイラストを作成。フリーイラスト素材は、個人や法人等問わず、誰でも無料でダウンロードできる。また、メールフォームで申請すると、フリーイラスト素材を男女共同参画の啓発に関連するポスターや

チラシに活用することができる。

「4」については以上のような内容で、日常生活では情報検索ツールとして検索エンジンに頼りがちであるが、今回紹介した Web サイトやデータベースを活用すると、ノイズが少なくより短時間で的確な情報を入手できることを参加者に認識してもらえるように心がけた。

3-3 ジェンダー情報リテラシープログラム「すく〜る」における「読み解く」の内容

① プレ講座での内容

プレ講座⁽²³⁾での「読み解く」に該当する部分として、「[2 メディア・リテラシーとは]」では、まず、鈴木みどり氏が著書（『新版 Study Guide メディア・リテラシー（入門編）』リベルタ出版、2004年）で紹介したカナダ・オンタリオ州教育省によるメディア・リテラシーの基本概念を取り上げた。八つの基本概念は下記の通りである。

- ① メディアはすべて構成されている
- ② メディアは「現実」を構成する
- ③ オーディエンスがメディアを解釈し、意味をつくり出す
- ④ メディアは商業的意味をもつ
- ⑤ メディアはものの考え方（イデオロギー）や価値観を伝えている
- ⑥ メディアは社会的・政治的意味をもつ
- ⑦ メディアは独自の様式、芸術性、技法、きまり／約束事をもつ
- ⑧ クリティカルにメディアを読むことは、創造性を高め、多様な形態でコミュニケーションをつくり出すことへとつながる

この中でも特に①はメディアと付き合うにあたって欠かせない観点であると筆者は考えているので、新聞やテレビが同じ事象を取り扱っても報道内容が異なることなどや、編集者や報道側が伝えたい主観が込められていることなどを例として、「客観的事実というもののはほぼ存在しない」とも強調した。

八つの基本概念を説明した後、諸橋泰樹氏が共著書（『女性とメディアリテラシー』『女性のデータブック 第4版』有斐閣、2005年、p.136.）でジェンダー、特に女性にあてはめて解釈しなおしたバージョンを紹介した。①については、「メディアにおける「女性」は、さまざまなメディアの技法によって構成されたものである」と言い換えられている。また、⑤については、「メディアは女性に関するイデオロギー（母性、性的存在、美しさ、しとやかさ、若さなど）流布している」と言い換えられている。これは第5次男女共同参画基本計画で初めて取り上げられたアンコンシャス・バイアスの形成にも繋がる概念であるといえる。

「3 情報の見極め方：偽情報を見抜く」では、まず、コロナ禍で医療の専門家が「ヘルスリテラシー」のために整理した偽情報を見抜くポイントを紹介した。このポイントは論文やレポー

(36)

ト執筆のために学生が文献や Web 情報を収集する際にもたいへん有効であるため、筆者は大学の授業でも紹介している。続いて Facebook が Web サイトで公開している「フェイクニュースに騙されない 10 のコツ」を用いて、情報源にあたる必要性などを説明した。ここを押さえたうえで、情報の次数を意識する必要性、すなわち一次情報、つまり元になったオリジナルな情報に近づく努力をすることの必要性について述べた。この他、「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド」という情報内容も量も非常に充実した総務省のサイトや、総務省の委託調査「日本におけるフェイクニュースの実態等に関する調査研究 ユーザのフェイクニュースに対する意識調査報告書」、公益財団法人新聞通信調査会第 13 回「メディアに関する全国世論調査」結果からの抜粋内容を紹介した。

②連続講座での内容

連続講座の講義では、インターネット普及のなかで問題となっているフィルターバブル、エコーチェンバーについて説明し、偽情報 Disinformation／誤情報 Misinformation やフェイクニュースにも言及して、信頼性の高い情報を見極めることに焦点を当てた⁽²⁴⁾。またメディアリテラシーにある「メディアは構成されている」という指摘の意味、情報の次数を意識することの重要性を説明した。情報の次数については、近年、日本でもその順位の低迷に注目が集まるグローバルジェンダーギャップ指数 (GGI) を事例に、報道されている順位だけでなく、公表元の世界経済フォーラムのレポートに遡り、その根拠となっている指標とその数値の状況を見ることで、参加者が情報の次数を下げることの重要性を実感できる内容とした⁽²⁵⁾。

またジェンダー統計の必要性は早くから指摘されているが、取組の遅滞に加え、近年はトランスジェンダーやノンバイナリー等、ジェンダーアイデンティティの多様化への配慮から、性別を問うこと自体を回避する傾向も見られる。これを踏まえ、ジェンダー統計の意義と問い方等についても取り上げた。日常生活等のさまざまな場面で、男／女二択の形式で性別が問われることは、典型とは異なるジェンダーアイデンティティをもつ人びとにとって苦痛をもたらす。このことは広く理解されるべきである。しかしジェンダー格差が残る現状では、データ収集の際に性別を問い、ジェンダー統計を充実させることは不可欠である。講義では、内閣府ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキンググループの報告等⁽²⁶⁾を紹介しながら、なぜ性別を問うのかの目的を明確にすることの必要性を伝え、典型とは異なるジェンダーアイデンティティをもつ人々が回答しやすく、その統計の目的を達成するのに望ましい問い方はどのようなものなのかを考えることを促した。さらに因果関係と相関関係の違いにも触れた。このようにさまざまな角度から、探した／届いた情報を鵜呑みにしないことを理解してもらうよう努めた。

そのうえで、グループワークでは、各グループのテーマに沿って参加者が探した情報についてのディスカッションを通じて、情報を読み解く実践を行った。

3-4 ジェンダー情報リテラシープログラム「すく〜る」における「届ける」の内容

「すく〜る」では、ジェンダー平等に資する情報の送り手、発信者としてのリテラシーを高めることをプログラムの中に位置づけ、自信をもってジェンダーに敏感で信頼性の高い情報を発信できる力がつくことをめざした。連続講座の講義では、著作権や知的財産権について、男女共同参画局のフリーイラスト素材やシンボルマークの使用に関してホームページを実際に見たり、LEO-Gで作成したリーフレット「『女性差別撤廃条約』にフォーカス」を事例に、発行責任主体や発行日等を明記すること、また画像や書影の利用に際しての手続きを説明した。ジェンダー・多様性の視点をもつ表現に関わっては、情報の送り手としての注意点として、男性が普遍であり、女性は特別なものとして有標化した「女流〇〇」のような男女非対称な表現や、ステレオタイプな表現が無意識の偏見を助長すること、マイクロアグレッションの問題点などを紹介し、トーンポリシング、マンスプレイング等の概念についても言及した。

「届ける」ための5W1H(中村 2021)⁽²⁷⁾についても講義で説明しておき、これを踏まえて、グループワークでは、これまでに探し、読み解いた情報のうちどんなことを、誰に(どんな人に)、どのようにして届けるのかを話し合い、発信ツールとしてデザインしていくことに取り組んだ。講座中の限られた時間内では、発信ツールとしてまとめることは難しかったが、ある程度は、対象の姿を具体的にイメージすることで、届けたい情報が絞られ、その方法やデザインが決まることを実感することができたようだ。

講座終了後も発展グループとして発信ツールの完成をめざしたり、連続講座終了後に実施したスピノフ企画(2023年1月開催)で、作成中の発信ツールの1つを素材に、イラストや言葉の選択について話し合い、ジェンダー・多様性の視点をもつ表現のあり方、工夫の仕方を実践的に高める機会とする等、「届ける」実践力の向上に取り組んだ。発展グループでは、女性議員、男性の育休取得、SDGsの3つのテーマでのツールが完成、本取組を報告するために開設した「『すく〜る』特設サイト」で公開している⁽²⁸⁾。さらに参加者がこれらのツールを自身の地域での活動に活用した例が複数あり、プログラムが実践的な成果をもたらしたと言える。

4 ジェンダー情報リテラシープログラム「すく〜る」の成果と今後の展望

プログラムの成果を示すため、連続講座参加者のアンケート結果をいくつか紹介する。「講座で知ったことや身についたと思うこと」として挙げられていたのは、「情報の探し方、情報を得るための検索キーワードの使い方」「参考になる情報源」「情報の見方や使い方、一次情報の大切さ」「信頼を与えるために情報を精査する大切さ」等であり、講座の意図が正しく伝わっていることが伺える。また「生活や活動に活かしてみよう／やりたいと思うこと」では、「正しい情報収集の仕方と、見極め方について取り組みたい」「受講して学んだことをどのように発信していくか・・・仲間と共に取り組んでいきたい」「審議会委員を務めているので、その時に」「男女共同参画の啓発誌に携わっていますが、その作成に」「情報発信者として、これからも著作権など、

正しい情報を提供することを心がけよう」等とあり、実際のジェンダー平等推進の取組の中で活用できる力や、これまで女性たちが排除されがちであった公的な領域への参画にも活用できる力の向上に役立ったことが伺える。

ところで、取組期間の2021年7月～23年6月は新型コロナの影響で対面での研究会や講座の実施が難しい時期であった。プレ講座は会場参加とオンラインのハイブリッドで実施したが、オンラインでの実施に手ごたえを感じ、連続講座はオンラインのみで実施した。地域に密着した活動を展開するのではないLEO-Gのような団体にとって、全国から参加者を得ることのできるオンライン会議ツールの利用は利点が大きかった。新型コロナの影響でオンラインでのイベントや講座が増え、参加者がこのツール利用に慣れていたことも助けになった。一方で他の講座などでは、参加の簡便さに慣れるなかで「耳だけ参加」といった受け身、あるいは片手間の姿勢を示す参加者もいることが伺えた。それでは実践的な力も向上させるというプログラムの目的の達成には遠いと考え、「すく～る」の実施においては双方向性にこだわった。オンデマンドでの提供はせず、ライブでの受講を重視、連続講座では欠席者に動画を視聴する補講への参加を呼びかけ、画面越しでも時間を共有して顔の見える関係づくりを心がけた。その成果とは言い切れないだろうが、講座終了後の発展グループでの自主的な取組に参加した人や、講座終了後もLEO-Gとつながりをもつ人が何人もいる。また研究会のメンバーからは、ジェンダー情報リテラシーの向上と共に、この間の研究会活動によって各地で同じ志をもって活動に取り組む仲間との全国に広がるネットワークができたことを喜ぶ声が寄せられている。これらの人々の輪は小さいものではあるが、実践を伴うプログラムがジェンダー平等をめざす人々の全国的なネットワークづくりに効果をもたらしたと言えるだろう。

これらの手ごたえを基に、LEO-Gでは、2023年度は「ジェンダー情報リテラシープログラム“すく～る2023”」として、入門講座(1回)と連続講座(3回)をオンラインで開催している。この講座では、研究会のチームAに2022年度の連続講座の受講生を3名加えて再編したチームナビ(ジェンダー情報ナビゲーター)がグループワークの進行を担当しており、ジェンダー情報リテラシーを高めた人びとの輪が着実に大きくなりつつあると言える⁽²⁹⁾。

以上のことから、取組の成果として、①ジェンダー情報リテラシー向上に有効で、継続的な実施が可能なプログラムが開発できたこと、②地域での活動で活用できる発信ツールを作成・発信できていること、③ジェンダー情報リテラシーの高い人材の養成と、その人びとのネットワークができていことがあげられる。その一方で、一部の事例を除き、参加者の個々の現場での情報活動の変化等の量的な把握はできていない。

今後は、オンラインでの入門講座・連続講座実施に加え、各地の関連施設での職員研修や地域に密着した対面型の入門講座の実施にも力を入れていきたいと考えている。プログラム開発時に想定していた参加者は、地域で活動する方、ジェンダーに関心をもつ方、ジェンダー関連施設の職員等であり、実際の参加者も想定どおりであった。しかし講座を実施してみると、関連施設での職員については、情報発信の担当者だけでなく、相談事業の担当者にとっては、相談者の

ニーズに対応するための情報を探し提供するための情報リテラシーが必要なこと、学習・研修事業の企画の過程においても直近の課題や焦点となっている政策や制度を踏まえるための情報リテラシーが必要なことが明らかになっていった。今後は関連施設に出向いた研修で、情報担当者の枠を越え、より幅広い職員のリテラシー向上を図っていききたい。またオンライン講座の応募者はすでにある程度ジェンダーに関心をもっている方だが、情報リテラシーへの関心をきっかけにジェンダーへの関心や気づきを促すことができると考えられることから、地域での入門講座を展開していきたい⁽³⁰⁾。

ここまでの振り返りから、ジェンダー情報リテラシーの向上をめざすプログラム実施が、ジェンダー平等達成に一定の役割を果たすことが伺えた。これからも、より実践的なジェンダー情報リテラシーの向上に有効性の高いプログラムとなるよう、またジェンダーやセクシュアリティの観点から周辺化されてきた人々が公共空間に主体的に参画していくことに資するプログラムとなるよう、改良を重ねながら、プログラムの提供に取り組んでいきたいと考えている。ジェンダー課題は自己責任で解決するものではなく、仲間とともに取り組むもの。ジェンダー平等が進むためのより効果的な情報活動が多くの方の身近なものになることを願って、稿を閉じる。

*実践事例となったプログラムの実践開発には赤松良子ジェンダー平等基金、並びに LEO-G、情報リテラシープログラム研究会のメンバー、講座参加者が大きな力を発揮した。記して感謝の意を表したい。

注 参照は全て 2023 年 10 月 15 日。

- (1) 外務省国際連合局・労働省婦人少年局「世界行動計画」
<https://joseishugyo.mhlw.go.jp/history/data/23130.pdf>
- (2) 内閣府男女共同参画局「執務提要 第 2 章 国際婦人年（昭和 50 年）から平成元年まで」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/situmu1-2.html
- (3) 内閣府男女共同参画局「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（抜粋）」
<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2000/5-6.html>
- (4) 国立女性教育会館「婦人に関する国際的情報ネットワーク：昭和 60 年度情報に関する婦人教育国際セミナーの概要」『婦人教育情報』No.13, 1986, p.2-10.
- (5) 内閣総理大臣官房内政審議室『婦人関係情報システムの在り方に関する研究会報告書』1990, p.2.
- (6) 大阪府立女性総合センター情報ライブラリー編『女性情報とライブラリー活動』（Dawn Hand Book 2）1999. 11, p.7.
- (7) 内閣府男女共同参画局「第 4 回世界女性会議 行動綱領（総理府仮訳）」
https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html
- (8) 内閣府男女共同参画局「第 3 次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月 17 日決定）」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/index.html
- (9) 内閣府男女共同参画局「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html
- (10) 内閣府男女共同参画局「令和 3 年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」

(40)

https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu_r03.html

- (11) 内閣府男女共同参画局「令和4年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」

https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu_r04.html

- (12) プラン・インターナショナル「新型コロナウイルスの影響に関する女の子と若い女性の声アンケート集計結果」2020,

https://www.plan-international.jp/news/girl/pdf/200512_survey.pdf 他

- (13) 田中東子は「アルゴリズムによる性差別とバイアスの事例は枚挙にいとまがない」と指摘する（田中東子「AI／アルゴリズムとインターセクショナルなフェミニズム」『AIから読み解く社会』東京大学出版会、2023、p.233）。ここで挙げられた「医者・看護師」というGoogleの画像検索を筆者もしたところ、上位20位のうち女性の医師が確認できた画像は「女性医師と看護師の関係」というタイトルが付いた1枚のみであった。現在の日本の医師のうち約2割が女性であることを踏まえると、この偏りがアルゴリズムによるバイアスの強化を示すとと言えるだろう。

- (14) ドミニク・カルドン『インターネット・デモクラシー』林昌宏・林香里訳、2012、トランスビュー

- (15) 齋藤純一『公共性』岩波書店、2000

- (16) 横尾俊成「地方自治体の政策転換におけるSNSを用いた社会運動のフレーミング効果」『関西学院大学先端社会研究所紀要』16(0)、2019、pp.1-16

- (17) FCTメディア・リテラシー研究所では、2000年より、メディア・リテラシーを系統的に学び、ファシリテーターとして各地のメディア・リテラシー活動の担い手となる人々を育成するための研修セミナーを開催されているが、ジェンダーに特化しているわけではない。

<http://www.mlpij.org/index.shtml>

- (18) この項目については、国立女性教育会館 女性関連施設データベースの「実施している事業」を参照 <https://winet.nwec.go.jp/sisetu/summary/?cl=on>。登録されている女性センター・男女共同参画センター（女性関連施設のうち、働く婦人の家を除く）369施設中 学習・研修321、情報312、相談287、調査研究144、協働215、その他77。

- (19) https://www.nwec.go.jp/event/training/g_soudan2023.html

- (20) <https://www.nwec.go.jp/event/training/archive2022.html>

- (21) 総務省「メディア情報リテラシー向上施策の現状と課題等に関する調査結果報告」（2022年6月）では、メディア情報リテラシーを「あらゆるコミュニケーション手段を用いて、文化的・社会的文脈の中で情報を見つけ、評価し、応用し、創造することができるようになる一連の能力」と定義する。言葉は異なるが、「見つけ、評価し、応用し、創造すること」は「すく〜る」のキーワード「探す」「読み解く」「届ける」と重なるものと読み取れる。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000820476.pdf

- (22) <https://drive.google.com/file/d/1kmdJ5eitW6f73d8e2uXOkdXs2Ujir6ki/view>

- (23) 講義全体の流れは下記のとおりである。

- 1 関連用語の整理
- 2 メディア・リテラシーとは
- 3 情報の見極め方：偽情報を見抜く
- 4 暮らしの中の「著作権」
- 5 メディアにおける女性の人権の尊重

- (24) 2023年度の講座では、これらのトピックに加え、AI／アルゴリズムによるバイアスの強化・再生産の問題にも言及した。

- (25) 具体的には、教育の順位が1位として記事になっているが、それは前年まで日本の順位を下げる要因となっていた高等教育についてのデータが空白になったためであることを「Global Gender Gap

Report 2022」で確認した。

- (26) <https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/index.html>
- (27) 中村かさね「ストーリーで届ける、人の言葉で語る」『情報生産者になってみた』上野ゼミ卒業生チーム, 2021, pp.112-133
- (28) <https://sukuru-leo-g.jimdosite.com/>「すく〜る」特設サイトでは、本稿で詳述できなかった取組の全容を報告している。
- (29) チームナビのメンバーは、講座前の合宿研究会(2023年7月)や定例研究会に加え、LEO-Gが主催した情報リテラシーに関連する他の企画にも参加してリテラシーを向上させている。さらに講座のグループワークの担当そのものが準備段階を含め、リテラシー向上の実践的な経験となっている。
- (30) 2023年5月にはもりおか女性センターの職員研修として、総務部門を含めすべての職員等を対象に講義とワークを、また同6月には市民向けジェンダー基礎講座の1回として「情報リテラシー入門」と題した講義とワークを実施し、参加者アンケートから今後に向けた手ごたえを得た。